MMRワクチン薬害事件の真相？ （2006 訴訟終結以後の調査による新知見：2012.5.5 栗原）

背景のグラフ：接種年次別被害認定件数

89.4～統一株MMRワクチン

91.10～自社株MMRワクチン

1989 1990 1991 1992 1993

阪大微研会薬事法違反①

3月 PCR法完成で鑑別結果逆転、厚生省、監視の提言を無視（1989.3 山田ら予防接種研究班総会報告）

髄膜炎の鑑別を誤る→安全神話（1990中田ほか）

髄膜炎が問題にならなかったのはなぜか、解明すべき（2009 伊藤論文）

「髄膜炎が問題にされた形跡はない」感染研の誤認

厚生省、都道府県が独自に発症率を発表することを抑止（2011 開示の議事メモ、1989 静岡新聞）

厚生省に「中止論」（2011 開示の薬務局文書）

日国会答弁「数千人8～三万人に一人、11月看過し得ない」

10月某日 厚生省「中止」の意向に審議会関係者が反対

これらは符合する？

審議会委員の意向がMMR早期中止を阻害した可能性

「痛恨の一事件」（2011 堺、木村論文）

髄膜炎発症率

89.4-90.10

1/1,200 → 公表

89.11-90.10

1/713 → 隠蔽

10月25日 A君の接種

統一株接種、耳下腺腫脹4例の口腔・咽頭ぬぐい液からウラベ株分離・同定（松江・西野）（1991 西野論文2編）

札幌の接種医は左の症例から二次感染疑う（1993 微研会報告書）

3月25日 秘密裏の予防接種委員会で髄膜炎1/713の発症率を隠蔽、MMR継続を正当化させる議論、また裁判を想定した反論策も議論（2011 開示の議事メモ）

3～4月 札幌市で姉妹間の二次感染が発生、PCRでワクチン株と判定（北海道立衛生研究所、予研も）

4～6月 B君の接種、Cさんの接種

阪大微研会薬事法違反②

厚生省、期限切れワクチン接種を放置 統一株使用中止を決めるも通知せず

予研、株の変更を疑う

統一株・自社株モニタリング MMR研究班（木村、堺）

「統一株の使用を中止した」感染研の誤認

危険情報公表まで最大２年の空白（ワクチンが病原体に！ 致命的欠陥）（2009 隈本論文）

感染症学会で二次感染の発表 4月16日

2006 判決が指摘した国の責任は「企業への指導・監督」のみ、その後の検証からはさらに重い責任が示唆されている

4月27日 当面接種見合せ、二次感染もその理由

5月18日 厚生省が阪大微研会の立ち入り調査

高まる検証の必要性

2010年7月7日 厚生科学審議会の予防接種部会に提出されたおたふくワクのファクトシートに事実誤認（作成：国立感染症研究所）

予防接種制度の抜本的な見直し論議、法改正へ（おたふくの定期化へ）

450 350 300 250 200

1989年 1990年 1991年 1992年 1993